

# 青森県報

第三百二十七号

令和三年  
六月二十八日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……一
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……一
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 出先機関
- 土地改良区の役員就任及び退任……………(中南地域局) ……二
- 土地改良区の役員就任……………(三八地域局) ……二
- 土地改良事業の工事の完了……………(下北地域局) ……三
- 青森県新産業都市建設事業団建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款……………(新産業都市建設事業団) ……三

## 告 示

## 示

青森県告示第四百四十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定によ

り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和三年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等	診療科目	指 定 年 月 日
佐々木 英嗣	弘前大学医学部附属病院	整形外科(肢体不自由)	令和三年六月二十八日
所在	弘前市大字本町五三		

青森県告示第四百四十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

令和三年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

石江支店新城出張所 青森市大字新城

を削る。

## 公 告

## 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日  
令和三年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人青森県レクリエーション協会

三 代表者の氏名  
須藤 勉

四 主たる事務所の所在地  
弘前市

五 定款に記載された目的

この法人は、県民に対して、レクリエーションの普及振興を図るとともに、生涯スポーツの推進、福祉増進への取り組み、自然環境保全の教育と普及、子どもの健全育成、文化芸術など生涯学習の推進、まちづくりと男女共同参画社会の形成など、広範囲にわたる社会教育に寄与し、これらの活動を推進する指導者の養成や団体の育成に努め、県民一人ひとりの自由時間の充実と生きがいづくり、心身の健康とやすらぎと活力に充ちた豊かな生活の形成と社会づくりに寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、唐皮地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年六月二十九日から同年七月二十八日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、長瀬堰土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年六月二十八日

中南地域県民局長 前 多 正 博

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	工藤 達雄	弘前市大字一町田字村元五五七の三	令和 三・四・一就任
〃	高谷 正徳	〃 大字高屋字安田一七六の一	三・二・七退任

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年六月二十八日

三八地域県民局長 船 水 浩 人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	松村 純一	三戸郡南部町大字下名久井字八森一三の 一	令和 三・六・二五

土地改良事業の工事の完了

蛎崎地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和三年六月二十八日

下北地域県民局長 佐 藤 英 紀

一 県営土地改良事業の名称

ため池等整備事業（用排水施設等整備事業（土砂崩壊防止工事））

二 工事了年月日

令和三年三月二十五日

雑 報

青森県事業団告示第一号

青森県新産業都市建設事業団財務規則（昭和三十九年四月青森県事業団規則第八号）第五十五条の規定により、青森県新産業都市建設事業団建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款を次のとおり定める。

令和三年六月二十八日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款

青森県新産業都市建設事業団建設工事請負標準契約約款（令和元年11月青森県事業

団告示第一号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「監理技術者」の次に「（同条第3項ただし書の規定により監理技術者補佐（監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を置く場合にあつては、監理技術者及び監理技術者補佐）」を加える。

第20条の次に次の一条を加える。

（著しく短い工期の禁止）

第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第30条第1項中「第22条まで」を「第20条まで、第21条、第22条」に改める。

第34条第1項、第41条第2項及び第4項並びに第51条第3項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

特記事項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この契約約款は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一  
番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円